2020 年 9 月 5 日

保護者様各位

聖徳学園小学校・聖徳幼稚園
校長・園長　和田 知之

新型コロナウイルス感染拡大防止における出席停止措置について（改訂版 2）

日頃より、学園の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校生活・幼稚園生活を再開する上で、一人ひとりが感染拡大防止に努めることがより一層重要になります。厚生労働省ならびに文部科学省からの通達を受けて、下記の場合には、出席停止措置をとることとしています（学校保健安全法第 19 条に基づく）。5 月にお知らせした内容を一部改訂いたしましたので、ご確認ください。

なお、教職員についても同様の措置といたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【出席停止扱いの目安】

① ・平熱より 1℃以上高い場合
・強いだるさ・息苦しさ・風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合
＊受診ありの場合は「症状が消失後、医師の判断で登校・登園可能」
＊受診なしの場合は「症状が消失後、72 時間を経過するまで」
→「新型コロナウイルスに関する健康報告書」を提出

② 感染者の濃厚接触者となった場合（同居家族が新型コロナウイルスに感染したなど）
＊感染者との最終接触日を 0 日とし、翌日から 14 日間を控えてください。
→「新型コロナウイルスに関する健康報告書」を提出

③ 地域の感染流行状況などをふまえ、感染が不安である。または、基礎疾患をお持ちで、大事をとって登校を控える。
→「新型コロナウイルスに関する健康報告書」を提出

④ 同居家族に発熱や風邪症状がある場合
＊子どもは、新型コロナウイルスに感染しても無症状である可能性が高いため、ご家族など周囲の大人の症状が感染の目安となるため、児童・園児本人だけでなく、同居家族の方が発熱や風邪症状がある場合も、児童・園児の登校・登園を控えてください。
＊同居家族の方が受診あり；　新型コロナウイルスへの感染や疑いがないという診断がついた場合は、登校・登園可能
受診なし；　同居家族の発熱や風邪症状が治まるまで、登園・登校を控えてください。

⑤ 医療機関にて新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
＊かかりつけ医や「帰国者・接触者相談センター」からの指示にしたがってください。
→「登校・登園許可書」（医師記入）を提出

感染状況・同居家族の状況などによって、様々なケースが想定されます。ご家庭からの話を伺ったうえで対応が変わることもあることをご了承ください。

また、判断に困った場合は、担任までご相談ください。